

2026 年度事業計画

我が国の関税政策及び関税制度の確立に協力するとともに、税関行政の円滑・適正な運営に寄与するため、調査・研究事業、普及・啓発事業及び教育・研修事業等、公益性の高い事業を継続的に実施する。

一般事業

1 貿易と関税に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

1. AEO 事業者連絡協議会

(1) 2026 年が我が国の AEO 制度創設 20 周年にあたることから、AEO 制度の更なる活性化を図ることを目的として AEO20 周年記念要素を加味して開催する (2026 年 6 月)。

同協議会では、AEO 関連をテーマとした基調講演に加え、「AEO の未来 (仮)」と題した官民代表によるパネルディスカッションを開催する。

(2) 合同分科会 (製造・輸出入事業者、通関・物流事業者) においては、複数事業者からの事例紹介のほかネットワーキングを兼ねたワークショップを開催する (2026 年 6 月)。

(3) 財務省関税局にこれまで提出した 4 度の要望事項について、当局の検討状況をフォローアップし、協議会参加者と情報共有を図る。

2. 世界税関機構 (WCO) との連携

WCO に設置された民間協議グループ (PSCG) に昨年より参画したところであり、「AEO を含む税関手続・制度等に関する国際標準の作成・推進」など、WCO における税関・国際貿易に関する議論・活動に引き続き貢献する。

3. 調査・研究活動

日本貿易学会が開催する全国大会及び東部部会報告会のテーマに沿う調査・研究内容がある場合には、積極的に発表する。また、学会メンバーを当協会支部講演会に講師として招くなど同学会との連携を図る。

関税政策や税関行政に関する会員等の意見・要望事項がある場合には、必要に応じて取り纏め関税局・税関当局に対して働きかけを行う。

(※) 公益事業 1 は、「(6)調査、研究及び政策提言事業」に該当する (別紙 (参考資料) 7~12 ページ参照、以下同様)。

II 貿易と関税に関する普及・啓発事業【公益事業2】

1. 書籍頒布

次の刊行物を発行する。

	タイトル	2026 年度発行予定
定 期	・ 実行関税率表（2026 年度版）	4 月
	・ 通関士試験の指針（2026 年度版）	4 月
	・ 関税六法（令和 8 年度版）	8 月
	・ 関税関係基本通達集（令和 8 年度版）	8 月
	・ 関税関係個別通達集（令和 8 年度版）	8 月
	・ 日本貿易統計年報－品別国別編－（2025 年版）	12 月
	・ 日本貿易統計年報－国別品別編－（2025 年版）	12 月
	・ 輸出統計品目表（2027 年版）	12 月
	・ 実行関税率表（2026 年度版追補）	12 月
	・ 貿易と関税	月刊
・ 外国貿易概況	月刊	
不定期	・ 関税率表解説（追録）	未定
	・ 関税分類例規集（追録）	未定
新 刊	・ 関税評価入門（仮題）	6 月
	・ 保税ハンドブック（改訂 10 版）	9 月

(1) 関税評価入門（仮題）

関税等の申告に係る輸入事後調査の結果では、関税評価の誤りによる非違事例が多いことから関税評価制度を解説した実務書を新たに発行する。

(2) 保税ハンドブック（改訂 10 版）

令和 8 年度関税改正により、保税業者に対する手続きの見直しが行われることから、最新の関税改正等の内容を反映した改訂版を発行する。

2. 情報提供

(1) Web サイト

① 本部サイト

イ. 協会の活動報告やセミナーや研修会の案内を定期的に更新するほか、週間為替相場については変更の都度、速やかに更新する。

ロ. 有償サービスで提供している貿易統計サービス（Jtrade、外国貿易概況オンライン）や KanPress を定期的に更新する。

ハ. 当協会が開催するオンライン説明会等の動画を会員専用サイトに順次追加する。

ニ、事前登録をしている顧客に対し、KanPressの最新記事タイトルを電子メールで配信するサービス(関プレ HEADLINE)を行う。

ホ、保税制度に関して令和8年度の関税改正が行われることから、法令の普及啓発、諸手続きを含む様々な情報提供を行う。

② 支部サイト

支部で開催する講演会や説明会等の開催案内や税関からの周知事項等を掲載する。

(2) 書籍の電子化対応

当協会で所蔵している書籍や資料等の電子的閲覧を可能にするため当該書籍のリスト化し、更に検索・閲覧システムを開発の上、電子化(PDF化)する書籍等の選定を進める。

(3) データベース提供

① ゼーラム 2026

ゼーラム 2026(実行関税率表、輸出統計品目表、関税率表解説、関税分類例規集をそれぞれデータベース化したアプリケーション)を提供する。

Zeirom ONLINE(ゼーラム・オンライン)は、改正・変更の都度、速やかに更新する。

また、ゼーラムの機能強化について検討する。

② Zeirom Pack Data

ゼーラムに収載しているデータを購入者が社内システムに組み入れて自由に活用できるように「Zeirom Pack Data 2026(CSV形式の生データ)」を提供する。

(4) 貿易統計データ提供

① 貿易統計データ提供サービス

顧客の要望に応じて貿易統計データを抽出し、毎月、電子メールで提供するサービスを実施する。

② Trade Stats PLUS(貿易統計ビッグデータサービス)

顧客の要望に応じた貿易統計(マトリクス表:HSコード、年月、数量、価額等)を作成するサービスを実施する。

3. その他の活動

(1) 当協会事業活動の認知度向上、関税政策及び税関行政の普及・啓発に係る広報活動を行う。

(2) 貿易を取り巻く環境変化や国際情勢を広く紹介するために講演会等を開催する。

(3) MOUを締結している韓国関税貿易開発院との間で、両団体が発行する書籍や情報の交換を行う。

(4) 関西学院大学及び東京商工会議所と共催で国際貿易や通商等に関するシンポジウムを開催し、その内容を「貿易と関税」に掲載する。

(5) 各支部において関税政策・税関行政に関する講演会や説明会等を開催する。また、税関が主催する協議会や研修会等について積極的に支援する。

(※) 公益事業2は、「(3)講演会、説明会事業」、「(5)相談、助言」、「(18)その他：書籍の頒布」に該当する。

III 貿易と関税に関する教育・研修事業【公益事業3】

1. セミナー・教育

(1) セミナー・研修

貿易実務、国際物流及び通関手続等に関する各種セミナー・研修を開催する。

	セミナー・研修	実施回数	備考
貿易実務	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易実務（基礎編、金融編） ・貿易取引の英文レター ・貿易取引のリスク対策 ・実務から学ぶ英文売買契約書 	14回	オンライン
国際物流	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の貿易 ・東南アジアの通関手続 ・インドの通関手続 	4回	オンライン
通関手続	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入通関手続* ・輸入事後調査への対応 ・保税蔵置場の実務 ・保税内部監査人 ・品目分類（基礎編、実践編） ・関税評価（初級編、中級編） ・NACCSの通関業務 ・安全保障と貿易管理 	33回	オンライン (対面)
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ・原産地規則と品目分類 ・メガEPA原産地規則研修（基礎編、応用編） ・RCEP原産地規則研修 	20回	オンライン
AEO	<ul style="list-style-type: none"> ・AEO研修 ・AEO内部監査人研修 	6回	オンライン
実地研修	新千歳空港、東京港、東京税関本関、成田地区、中部空港、大阪南港、下関港 (その他の海港・空港での実施を検討中)		
企業別	前記のセミナー・研修の講義メニューを企業別に提供する。		

*一部を対面実施を予定

(2) 南スーダン国税関職員に対する原産地規則研修

JICA は関税技術協力事業の一環として「JICA 南スーダン国国際基準に則した税関機能強化プロジェクト (第2期)」を実施することとしており、当協会は受託した事業 (原産地規則研修) を実施する (2025~2027年)。

(3) 関税局や JICA 等が実施する諸外国向け AEO 関係研修に会員企業と協力して参加し、AEO 制度の拡充を通じた更なる貿易円滑化及び日本企業のビジネス環境の整備に貢献する。

(4) 大学へ講師派遣

大学からの委託に基づき、在校生を対象として当協会職員を講師として派遣し、「貿易実務論」等の講義を実施する。

(5) 貿易実務研究部会

貿易手続の専門家や関係省庁の担当官を講師に招き、最新の貿易関連動向をテーマにした講演(オンライン)を行い、その概要を「貿易と関税」に掲載する。

2. 通関士の養成

適正かつ円滑な貿易を促進する上で必要な専門性の高い通関士を養成する目的で通信教育講座の実施、刊行物の発行等を行う。

(1) 通関士養成講座

通信教育講座では、全7回の課題演習の実施及び学習ポイントを解説した Web 講義動画を公開するほか、eラーニングサービス (Web アプリ) の提供を行う。

集中対策講座では、通関士試験で特に難易度の高い通関実務に特化した課題演習や解答の導き方などの解説を行う。

全国通関士模試については、会場受験 (東京都、大阪府)、在宅受験、会社受験の3形態で実施する。

事業	開催予定	備考
通信教育講座	4月~9月	課題 (全7回)
・ Web 講義動画	約30時間 (43本)	オンライン
・ eラーニングサービス		Web アプリ
集中対策講座	8月8日、9日	オンライン
全国通関士模試	8月23日	会場受験・在宅受験・会社受験

(2) 刊行物

通関士養成講座に関連する刊行物を発行する。

タイトル	2026 年度発行予定
・ 関税評価ドリル 2026	5 月
・ 計算問題ドリル 2026	5 月
・ まるわかりノート 2026	5 月
・ ゼロからの申告書 2026	5 月
・ 通関士試験問題・解説集 (2027 年度版)	2027 年 3 月

(3) 通関研究部会

通関士試験に合格した個人を対象とした部会の会員に対して当協会発行の書籍等を配付すると共にセミナー・研修等の開催を優先的に案内し、通関業務に役立つ情報提供を行う。

(※) 公益事業 3 は、「(3)セミナー、教育事業」、「(18)その他：通関士試験支援事業」に該当する。

特別事業

I 水際における知的財産保護に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

1. 調査・研究活動

(1) 諸外国における調査・研究

各種会合への参加やインターネット等を通じて諸外国における知的財産侵害物品の水際取締りに関する法制度、差止申立手続、取締体制、摘発情報等に関する情報収集を行い、レポートを取り纏める。

(2) 世界税関機構(WCO)を活用した調査・研究

WCOが開催する知的財産保護に関する会議のほか、昨年7月より参画しているWCOに設置された民間協議グループ(PSCG)の活動やWCO留学生との面談機会を活用し、諸外国における知的財産侵害物品の水際取締り等に係る情報を収集するとともに、権利者とWCO並びに各国税関当局との関係強化に貢献する。

2. 意見交換

財務省関税局業務課知的財産調査室及び東京税関知財センターとCIPIC会員との定期的な意見交換会(春期、秋期)を開催する。なお、より緊密な意見交換を目指し、前年に引き続き春期開催は対面で開催する。

3. 意見書

知的財産推進計画の意見募集の際にCIPIC会員の意見・要望事項を取り纏め、内閣府知的財産戦略推進本部へ提出する。

(※) 公益事業1は、「(6)調査、研究及び政策提言事業」に該当する。

II 知的財産侵害物品の水際保護に関する普及・啓発事業【公益事業2】

1. 情報提供

(1) 刊行物による情報提供

知的財産侵害物品の水際取締りに関する専門家の意見や各国の制度・摘発実績等の調査・研究結果等を「貿易と関税」に掲載する。

(2) Webサイト等による情報提供

昨年9月に更改したWebサイトを通じてCIPIC会員の要望に沿った海外における知的財産侵害物品の摘発情報等の発信に努める。

また、CIPICの活動状況や今後の予定を記載したニュースレターを毎月メールで配信する。

2. 講演会、見学会等

CIPIC 会員のニーズを把握しつつ、我が国及び海外における知的財産侵害物品の水際取締りに関する講演会等を開催する。

また、税関の使命や貨物の検査状況等にかかる CIPIC 会員の理解の向上と官民の相互協力を通じた水際取締り強化に向け、税関見学会の実施について税関と協議を行う。

3. 知財啓発活動

IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）が実施する知財啓発活動に CIPIC 会員と共に参加する。

4. 相談対応

CIPIC 会員から寄せられる知的財産侵害物品の水際取締りに関する各種相談に対応する。

(※) 公益事業 2 は、「(3)講演会、説明会事業」、「(5)相談、助言」、「(18)その他：書籍の頒布」に該当する。

III 知的財産に関する教育・研修事業【公益事業 3】

1. 税関職員を対象とした真贋判定研修への講師派遣

税関職員を対象とした知的財産侵害物品に係る真贋判定研修（識別研修）を実施し、CIPIC 会員を講師として派遣する（対面、オンライン及び動画配信）。

また、税関職員（中堅）を対象とした研修に当協会職員及び CIPIC 会員を講師として派遣する。

2. 外国税関職員等を対象とした知的財産研修

CIPIC 会員の海外情報収集や各国関係機関との協力強化を図る観点から、特許庁等の招聘により来日する外国の知財当局及び税関職員、並びに WCO 留学生と CIPIC 会員との研修を設置し参画する。

また、WCO が世界各地で実施する知的財産水際取締りに関するワークショップ及びオペレーション（多国間にまたがる模倣品等の合同取締り）に必要な応じ CIPIC 会員とともに参加し、外国税関の知財水際取締能力の向上を図る。

3. その他の研修会への講師派遣

各種団体が開催するセミナーや研修会等へ講師派遣要請がある場合には積極的に対応する。

(※) 公益事業 3 は、「(3)セミナー、教育事業」、「(18)その他：通関士試験支援事業」に該当する。